

郵便による不在者投票について

どのような人が、どのような方法・手順で郵便による不在者投票ができるのか

1 郵便による不在者投票ができる人

身体障害者手帳又は戦傷病者手帳を持っている人で、障害の種類、等級が次の表に該当する人

手帳の種類	障害の種類	障害の程度
身体障害者 手帳	両下肢若しくは体幹の障害	1級若しくは2級
	心臓、じん臓若しくは呼吸器の障害	1級若しくは3級
戦傷病者 手帳	両下肢若しくは体幹の障害	特別項症第2項症まで
	心臓、じん臓若しくは呼吸器の障害	特別項症から第3項症まで
介護保険の 被保険者証	要介護5の方	

2 郵便による不在者投票の手順

(1) 郵便投票証明書の交付を受ける

ア 郵便投票証明書交付申請書の提出

豊岡市選挙管理委員会事務局(市選管)に、申請書を直接又は郵便若しくは電話で請求(代理可)

必要事項を記入の上、上記手帳を添えて市選管に提出(代理可)

※ この申請書は、必ず**本人が自署し押印**する。

イ 郵便投票証明書の郵送

市選管は、1.の申請を審査し、郵便による不在者投票ができると認めるときは、郵便投票証明書を郵便をもって交付する。

※ この証明書は7年間有効で、その他の選挙にも使用できるので大切に保管する。

(2) 郵便による不在者投票の仕方

ア 投票用紙等の請求

選挙があるときは、早めに市選管に直接又は郵便若しくは電話で投票用紙等の請求をする(代理可)。

※ 郵便投票証明書の交付を受けていても、この請求をしなければ投票用紙等は送られてこない。

※ 投票用紙等の請求書は必ず投票日の4日前までに、本人が自署し、郵便投票証明書を添えて、市選管に直接又は郵便で提出する(代理可)。

イ 市選管は請求書類の審査後、投票用紙・不在者投票用外封筒、内封筒・返送用封筒を郵送、同時に郵便投票証明書も返送する。

ウ 請求者は説明書を良く読んで、必ず本人の自署により投票日までに市選管に到着するように郵送する。(点字による投票は不可)

郵便による不在者投票の流れ

- 1 郵便投票証明書の交付申請書を提出する (申請者)
 - ・ 申請書は市選管にあり
 - ・ 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の提示
 - ・ 申請書の氏名欄は**本人が自署**し押印する
 - ・ 代理人による提出可

↓
- 2 郵便投票証明書の交付申請書審査 (市選管)

↓
- 3 郵便投票証明書の郵便による交付 (市選管)
 - ・ 有効期限は交付の日から7年間

↓
- 4 投票用紙等の請求書提出 (申請者)
 - ・ 請求書は市選管にあり
 - ・ 郵便投票証明書を添付すること
 - ・ 請求書の氏名欄は**本人が自署**する
 - ・ 代理人による提出可
 - ・ 選挙の期日4日前までに必ず請求すること
(請求は告示日以前にもすることができる)

↓
5. 請求書類の審査 (市選管)

↓
6. 投票用紙等の郵便による送付 (市選管)
 - ・ 投票用紙、不在者投票用外封筒・内封筒及び返送用封筒(切手貼付済)を郵送する(郵便投票証明書もあわせて返送する)

↓
7. 投票用紙等記入のうえ郵送 (申請者)
 - ・ 投票用紙の**候補者名等を自ら記載**し、不在者投票用外封筒の**氏名も自署**すること(点字不可)
 - ・ 投票日当日、投票所が閉じられる時間までに市選管に到着するように郵送すること